

貸 渡 約 款

第1章 総 則

第1条 (約款の適用)

1. 当社は、本約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。
2. 当社は、本約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。
3. 本約款又は前項に定める特約に定めのない事項については、法令及び一般の習慣に従うものとします。

第2章 予 約

第2条 (予約の申込み)

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、本約款及び当社が別に定める料金表等に同意の上、あらかじめ希望の車両、借受開始日時、借受場所、返還日時、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品及びキャンプ用品のレンタル品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 当社は、借受人からの予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社が別に定める予約申込金を支払うものとします。次条に定める前渡金及び第11条に定める貸渡料金に充当するものとします。
3. 前項に定める予約申込金を受領したことを文章で借受人に通知したときをもって、当社は、借受人が希望する借受期間にレンタカーを借受けることができるよう、レンタカーの予定を確保します。
4. 借受人が借受希望日時の15日前までに次条に定める前渡金の支払いを怠ったときは、借受人は前項のレンタカーの借受する権利を喪失するものとします。
ただし、借受希望日時の14日前より後に、借受人が予約の申込みを行った場合は、この限りではありません。

第3条 (予約の成立)

1. レンタカー貸渡の予約は、借受人が、借受希望日時の15日前までに、第11条に定める

貸渡料金と同額の金額から前条 2 項の予約申込金を控除した金額を前渡金として当社に支払い、当社が借受人に前渡金を受領したことを文章で通知したときをもって、予約が成立するものとします。

2. 借受人が借受希望日時の 14 日前より後に予約の申込みを行った場合は、借受人は、別に定める期日までに、第 11 条に定める貸渡料金と同額の金額を前渡金として一括して当社に支払うものとし、当社が借受人に前渡金を受領したことを文章で通知したときをもって、予約が成立するものとします。
3. 借受人が本条第 1 項又は第 2 項に定める前渡金の支払いを怠ったときは、予約は成立せず、借受人は、当社が別に定める予約取消手数料を期日までに支払うものとします。

第 4 条（予約の変更）

1. 借受人は、第 2 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 5 条（予約の取消し等）

1. 借受人は、当社が別に定める方法により、予約を取り消すことができます。
このとき、借受人は当社が別に定める予約取消手数料を支払うものとし、当社は前渡金から予約取消手数料を控除した金額を借受人に返還します。
2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を 1 時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。
この場合、当社は前渡金を借受人に返還いたしません。
3. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社は受領済の前渡金を借受人に返還するものとします。

第 6 条（代替レンタカー）

1. 当社は、借受人からの予約のあったレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。代替レンタカーの貸渡料金が予約されたレンタカーの貸渡料金より高くなるときは、予約したレンタカーの貸渡料金によるものとし、予約されたレンタカーの貸渡料金より低くなるときは、代替レンタカーの貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は、第 1 項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことが

できるものとし、このとき、当社は受領済の前渡金を借受人に返還するものとし、

第7条（免責）

1. 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第5条及び第6条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとし、

第3章 貸渡し

第8条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとし、ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項の各号のいずれかに該当する場合を除きます。
2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとし、当社が受領した前渡金から充当します。
3. 当社は国土交通省の通達に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは銀行振込による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

第9条（貸渡契約の締結の拒絶）

1. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとし、
 - (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
 - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。

- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
 - (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
2. 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
 - (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
 - (3) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第17条、第18条、第23条第1項に掲げる事実があったとき。
 - (4) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (5) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為を行い又は暴力的言辞を用いたとき、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的言辞を用いたとき。
 - (6) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。
 - (7) 別に明示する条件を満たしていないとき。
 3. 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、第5条第2項に定める予約の取消しがあったものとして取り扱い、当社は前渡金を借受人に返還いたしません。

第10条（貸渡契約の成立時）

1. 貸渡契約は、第2条第1項に定める当社が指定する貸渡場所において、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社及び貸渡人が内観及び外観を確認し、借受人が注意事項の説明を受けた上で、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金及び前渡金は貸渡料金の全部又は一部に充当されるものとします。
2. 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第11条（貸渡料金）

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。
 - (1) 基本料金
 - (2) 貸渡・返還場所までの配車引取料金
 - (3) レンタル用品料金（オプション）

- (4) 第 30 条に定める保険の料金及び任意加入保険料金
 - (5) その他の当社指定の料金
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
 3. 第 2 条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

第 12 条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第 8 条第 1 項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第 13 条（点検整備及び確認）

1. 当社は道路運送車両法第 47 条の 2 [日常点検整備] 及び第 48 条[定期点検整備]に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及びその付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第 14 条（貸渡証の交付、携帯等）

1. 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡から返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

第15条（管理責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用に際し、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第16条（日常点検整備）

1. 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第17条（禁止行為）

1. 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承諾及び道路運送車両法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
 - (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
 - (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
 - (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 - (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
 - (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
 - (9) レンタカーの車内又は周辺での喫煙又は揚げ物や焼き物を調理することにより車内に臭気を発生させること。
 - (10) レンタカーの車内及び外観を著しく汚損すること。
 - (11) 飲酒運転、又は麻薬、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ、若しくはその他レンタカーの運転に生じる薬剤等を服用してレンタカーを運転すること。
 - (12) 当社の承諾を受けることなく、ペットを同乗させること。
 - (13) その他第8条第1項の借受条件に違反すること。

第18条（違法駐車の場合の措置等）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたと

きは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。
5. 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
6. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場所において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。

7. 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。

第5章 返 還

第19条（返還責任）

1. 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第20条（返還時の確認等）

1. 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーの内観及び外観を確認した上で返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社はレンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条（借受期間変更時の貸渡料金）

1. 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条（返還場所等）

1. 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

第23条（不返還となった場合の措置）

1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の場所にレ

ンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還となったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。

2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第24条（清算）

1. 借受人又は運転者は、第11条第1項に定める貸渡料金及び延長料金、遅延料金、燃料の補充代金又は前条の定めによる返還場所の変更等に伴う未清算金がある場合は、当該未清算金等をレンタカーの返還時に当社に支払うものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第25条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第26条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に関し当社および当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
3. 当社は借受人又は運転者のための事故の処理について助言を行うとともに、その解決に

協力するものとします。

第 27 条（盗難発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカー又はレンタル用品の盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第 28 条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 使用中において、借受人又は運転者の責に帰すべき事由により、故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったとき（道路運送車両法の定めによる基準を満たさなくなったときを含みます。）は、貸渡契約は終了し、借受人又は運転者はレンタカー及びレンタル用品を当社に返還し、第 24 条に定める未清算金を当社に支払うものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 6 条第 2 項を準用するものとします。
4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。

第7章 賠償及び補償

第29条（賠償及び営業補償）

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、第34条第1項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含めその損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるレンタカー又は備品の故障・汚損・臭気等により当社がそのレンタカー又は備品を利用できないことによる損害については、別に定めるノンオペレーションチャージ及び休車補償（修繕に掛かる期間に予約があり、車両を次のお客様に提供できなかった場合）として、借受人又は運転者は当社に対して損害賠償金を支払うものとします。

第30条（保険及び補償）

1. 借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - (1) 対人補償 無制限
 - (2) 対物補償 無制限（免責額 20 万円）
 - (3) 車両補償 時価（免責額 20 万円）
 - (4) 人身傷害補償 1名につき死亡 5,000 万円、後遺障害 5,000 万円
2. 保険約款又は保障制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、毀損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。
4. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

第31条（貸渡契約の解除）

1. 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとし、借受人又は運転者は、レンタカー及びレンタル用品を直ちに交換し、未清算金がある場合には直ちにこれを当社に支払うものとします。

第32条（同意解約）

1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、貸渡料金の減額又は返還等を行わないものとします。

第9章 個人情報

第33条（個人情報の利用目的）

1. 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - (1) 道路運送車両法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
 - (2) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
 - (3) 当社の事業に付随する商品・サービスのご案内及びご提供、その他各種イベント、キャンペーン、セミナー情報について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - (4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - (5) 市場調査、データ分析のため、個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して、借受人又は運転者の同意を得てから行います。

第34条（個人情報の利用の同意）

1. 第34条 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、他のレンタカー事業

者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 当社に対して第18条第6項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- (3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑 則

第35条（代理貸渡し）

1. 当社は、申込者の希望どおりの車両又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者貸し渡すことができるものとします。（これを「代理貸渡し」といいます。
 - (1) 貸渡証は第3項に定めるところによる特別な様式のものであること。
 - (2) 提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること。
2. 代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡し約款を適用するものとします。
3. 代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が特別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとします。
4. 代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第36条（相殺）

1. 当社はこの約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第37条（消費税）

1. 借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第 38 条 (遅延損害金)

1. 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとし、この支払いに要する振込手数料は、債務者の負担とします。

第 39 条 (細則)

1. 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとし、
2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとし、これを変更した際も同様とします。

第 40 条 (合意管轄裁判所)

1. この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

本約款は、令和 2 年 3 月 23 日から施行します。

TOMO CAMPERS

北海国際サービス株式会社